

第77回国民体育大会日光市競技会協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における企業等からの協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

(1) 協賛は、原則として競技会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他の競技会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）について受け入れるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛を受領し、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付け、撤去等に関する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として取扱わないもの

- (1) 競技会の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (3) 政治活動、宗教活動等に関係すると認められるとき。
- (4) 個人の氏名を宣伝するものと認められるもの。
- (5) 暴力団員又は暴力団員等に当てはまると認められるとき。
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めたとき。

5 協賛の表示

(1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが適当でない場

合は、その他の方法により表示するものとする。

- (2) 協賛物品等の表示をする場合は、協賛者の広告宣伝等が必要以上に強調されないよう留意する。ただし、既存製品の提供の場合を除く。

6 協賛への謝意

実行委員会は、協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状その他の方法により謝意を表するとともに、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年12月21日から施行する。